

# 【津波災害対策計画編】



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、ひたちなか市防災会議が策定する計画であって、市内の津波災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における津波による災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とするものである。

## 第2節 計画の基本方針

本計画は、主として津波によるものを対象としているが、地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものに分かれ、「ひたちなか市地域防災計画地震災害対策計画編（以下「地震災害対策計画編」とする。）」では、主として揺れによるものを対象としている。しかしながら、両者は重なるところもあるので、両計画合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

また、本計画の運用にあたり、規定のない事項については、「ひたちなか市地域防災計画風水害等対策計画編（以下「風水害等対策計画編」とする。）」及び「地震災害対策計画編」に規定する事項に準拠するものとする。

津波災害対策計画の基本方針は、次のとおりとする。

1. 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
2. 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
3. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
4. 市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。

### 第3節 災害の想定と対策

#### 1 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）

#### 2 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難所・避難路・避難階段等の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

#### 3 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。

## 第4節 国内の津波被害の歴史

## 1 明治以前の津波を伴った地震

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西 暦	日本暦	北緯	東経		
799. 9. 18	延暦 18. 8. 11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波、早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町(約110m)の内陸に達し、平常の汀線より20余町(約2.2km)の沖まで水が引いた。
869. 7. 19	貞観 11. 5. 26			M≒8.3	東北地方三陸沿岸で、城郭・倉庫・垣壁など、崩れ落ち倒壊したものが無数にあった。溺者約1千人。
1420. 9. 7	応永 27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1677. 11. 4	延宝 5. 10. 9	35.5	142.0	M≒8.0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約550(あるいは487)軒、死・不明130余(あるいは189)。水戸領内で潰家189, 溺死36。舟破損または流失353。房総で倒家233余, 溺死246余。奥州岩沼領で流家490余, 死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1703. 12. 31	元禄 16. 11. 23	34.7	139.8	M≧8.1	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原で被害大きく倒壊家屋8千以上, 死者2300人以上。津波が犬吠埼から下田沿岸を襲い, 溺死者数千人。

最新版 日本被害地震総覧 [416] - 2001 (宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用)

## 2 明治以後の津波を伴った地震

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西 暦	日本暦	北緯	東経		
1896. 1. 9	明治 29. 1. 9	36° 30'	141° —'	7.3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり(周期8分)。
1896. 6. 15	明治 29. 6. 15	39° 5'	144° —	8.2	明治三陸地震。 震害はなく、津波が北海道から牡鹿半島の沿岸に襲来し、死者21,959, 家屋の流出・全半壊1万戸以上。
1923. 9. 1	大正 12. 9. 1	35° 19'	139° 8'	7.9	関東大地震。 全潰128,266。半潰126,233。焼失477,128。津波による流出868。死者99,331。負傷103,733。行方不明43,476。茨城県の被害は死者5名, 負傷40名, 全潰517, 半潰681。
1933. 3. 3	昭和 8. 3. 3	39° 7'	145° 7'	8.1	昭和三陸地震。 震害は少なく、津波による被害が甚大。三陸沿岸の溺死者・行方不明者3064, 流出家屋4034, 倒壊1817 浸水4018。
1938. 5. 23	昭和 13.	36°	141°	7.0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・

	5. 23	34'	19'		白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 11. 5	昭和 13. 11. 5	36° 56'	141° 55'	7. 5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1, 傷9, 住家全潰4, 半潰29, 非住家全潰16, 半潰42, その他小崖崩れ, 道路の亀裂, 鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害, 津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1952. 3. 4	昭和 27. 3. 4	41° 42'	144° 9'	8. 2	十勝沖地震。 北海道南部・東北北部で被害。死者28, 行方不明者5, 家屋全壊815, 半壊1324, 流出91。津波は関東地方まで及んだ。
1960. 5. 23	昭和 35. 5. 23	38° 17'	73° 3' (西 経)	9. 5	チリ地震。 5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者142, 家屋全壊1500余, 半壊2000余。
1987. 12. 17	昭和 62. 12. 17	35° 23'	140° 30'	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子, 勝浦, 千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡, 長生郡, 市原市など。 千葉県で死者2人, 負傷者144人, 住家全壊16, 半壊102, 一部破損71, 212。茨城県で負傷者4, 住家一部破損1, 259。
2011. 3. 11	平成 23. 3. 11	38° 6'	142° 22'	9. 0	東日本大震災 宮城県北部で最大震度7, 東北から関東にかけて, 震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害: 死者18, 493, 行方不明2, 683, 負傷者6, 217。 住宅被害: 全壊128, 801, 半壊269, 675, 一部損壊756, 794 (平成25年3月現在) (本市の状況) 本市では, 震度6弱を観測。津波, 最大4. 0mを観測。人的被害: 死者2名, 行方不明者0名, 負傷者28人。物的被害: 全壊195棟, 半壊1, 165棟, 一部損壊7, 141棟, 床上浸水344棟, 床下浸水184棟, 火災1件 (平成25年2月現在) (茨城県の状況) 本県では, 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7. 6)が発生し, 銚田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者24名, 行方不明者1名, 重症33名, 軽症676名。住家被害: 全壊2, 623棟, 半壊24, 196棟, 一部損壊185, 014棟, 床上浸水1, 799棟, 床下浸水779棟。非住家被害: 公共建物1, 635その他18, 156 (平成25年5月現在)

注: 1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。被害摘要は2004年から消防庁による。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 津波防災計画

担当部署	全部署
------	-----

#### 1 津波に強いまちの形成

市及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。

市、県及び各施設管理者は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

##### (1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所・避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施にあたっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

##### (2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから，関係部局による共同での計画作成など，最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた，津波防災の観点からのまちづくりに努める。

#### 2 海岸保全施設等の整備

各施設管理者は、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

(1) 海岸堤防・防潮堤，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設，海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに，各施設については，地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(2) 津波による被害を軽減するため，海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し，多重防御を図るものとする。

(3) 津波発生時に水門等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため，水門等の自動化や遠隔操作化を図るとともに，水門等が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう，緊急避難用スロープの設置等，構造上の工夫に努めるものとする。

海岸保全施設等の整備にあたっては，地震・津波により施設が被災した場合でも，その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに，効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

### 3 避難関連施設の整備

#### (1) 避難所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難所の整備を行う。

ア 避難所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ アの避難所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

#### (2) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備にあたっては、以下のことを十分考慮するものとする。

- ・地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故が発生しうること
- ・避難所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回が必要がありうることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

### 4 公共施設等の津波対策

#### (1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

市、県及び各施設管理者は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

#### (2) 浸水危険性の低い場所（高台）への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所（高台）への誘導を図るものとする。



## 5 ライフラインの耐浪化

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設において、災害時の被害を最小限にとどめるための予防策及び速やかに機能回復を図ることは極めて重要である。このため、平常時から、ライフライン施設管理者との連絡体制を構築しておくとともに、市が管理するライフライン施設においては、被害を最小限にとどめるための予防措置を講じていく。

### (1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

### (2) 電力施設

電力施設については、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

### (3) 水道施設

水道施設については、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

### (4) 下水道施設

下水道施設については、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第3節3「ライフライン施設の耐震化の推進」を準用する。

## 6 危険物等施設の安全確保

市、県及び各施設管理者は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第3節4「危険物等施設の安全確保」を準用する。

## 第2節 津波防災教育・訓練計画

担当部署	市民生活部，教育委員会
------	-------------

### 1 防災教育

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

#### (1) 住民への防災教育

防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じて、住民に対し、津波災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

##### ア 避難行動に関する知識

- ・本市に限らず沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたら、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど

##### イ 津波の特性に関する情報

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波よりも、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性があることなど

##### ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど

##### エ 家庭での予防・安全策等

- ・1週間程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備すること
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策を講じること
- ・災害時の家庭内の連絡体制を確保することなど

#### (2) 児童生徒への防災教育

##### ア 継続的な防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的

な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、内陸部の学校等においても、津波に関する正しい知識を身に付けるための防災教育を実施する必要がある。

#### イ 継続的な避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

## 2 津波ハザードマップの充実、活用

### (1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

市は、県が設定した津波浸水想定を踏まえて、避難所、主な避難路等を示す津波ハザードマップ等を配布し、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続きの際にハザードマップ等を渡し、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

### (2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

### (3) 掲載内容の充実

市は、津波ハザードマップの作成にあたっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：国土交通省等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予想区域、避難所、主な避難路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するということを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

### (4) 住民とのリスクコミュニケーション

市は、想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めものとする。

### (5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

市は、沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣りなどのレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の主な避難経路や避難所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

## 3 避難誘導標識等による啓発

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域、標高、避難所や主な避難

路などを、電柱、看板等に表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。また、市は、市内の海岸域の電柱に標高表示をし、浸水想定区域や避難所、主な避難路などを示した看板を設置する。

#### 4 防災訓練の実施

市及び県は、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、避難行動要支援者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

また、本市には、阿字ヶ浦海水浴場、平磯海水浴場、那珂湊お魚市場等、多くの観光客や海水浴客が訪れることから、観光事業者等と連携のもと、その避難を踏まえた訓練についても定期的に実施するものとする。

その他については、地震災害対策計画編第2章第7節2「防災訓練」を準用する。

### 第3節 災害発生直前対策計画

担当部署	全部署
------	-----

#### 1 津波警報等の住民等への伝達

##### (1) 避難指示等の伝達体制の確保

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

##### (2) 伝達手段の多重化，多様化

市は、さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者，一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線（同報，戸別），テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール等），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

##### (3) 住民等への伝達内容の検討

市は、津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には，住民の避難行動を促すよう，緊迫感を持たせるような工夫について，平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

##### (4) 津波地震や遠地地震への対応

市は，強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

##### (5) 安全な津波監視のための対策

市，国，県等，各施設管理者は，住民や関係機関に対する情報伝達及び避難指示等の範囲検討にあたり，発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても沿岸域における津波襲来状況を把握できるよう，監視カメラを用いた津波監視システム等を活用した安全な監視体制の構築に努める。

#### 2 住民等の避難誘導體制

##### (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

市は，具体的な想定や訓練の実施などを通じて，具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに，その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また，津波ハザードマップの整備，防災教育，防災訓練の充実，避難所や避難路・避難階段等の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

興行場，駅，その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は，津



波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## (2) 徒歩避難の原則及びその周知等

### ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

### イ 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。

### ウ 避難誘導を行う者の安全の確保

市職員、消防職団員、水防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられた場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

### エ 避難行動要支援者等の避難誘導

#### ・避難行動要支援者の情報把握、共有等

市は、高齢者や障害者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備し、登録者一人ひとりの避難誘導計画である避難支援プラン個別計画を作成する等、普段から警察、消防署、自主防災組織や民生委員・児童委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。

#### ・避難行動要支援者等の避難後の支援

避難行動要支援者等が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、災害前から受け入れ施設を確保し、必要に応じて社会福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

### オ 海水浴客等の避難誘導

#### ・情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカーや携帯電話の緊急速報メールを利用するなど、津波に関する情報を多様な手段で確実に伝達するための対策を図るものとする。

・津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難路・避難所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

### 3 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

津波対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市・県及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

(1) 情報通信ネットワークの整備

地震災害対策計画編第3章第3節「災害情報の収集・伝達計画」、風水害等対策計画編第3章第5節「通信連絡計画」を準用する。

(2) 対策に携わる組織の整備

地震災害対策計画編第2章第1節「防災組織体制の整備計画」を準用する。

(3) 相互応援体制の整備

地震災害対策計画編第2章第1節「防災組織体制の整備計画」を準用する。

(4) 防災組織等の活動体制の整備

地震災害対策計画編第2章第1節「防災組織体制の整備計画」を準用する。

### 4 被害軽減のための備え

津波による被害を最小限に抑える、津波発生後の消防活動や救助・救急活動、津波災害発生後の緊急輸送経路の確保、被災者支援を迅速かつ円滑に実施しすために、それぞれについて事前対策を図るものとする。

(1) 消火活動、救助・救急活動への備え

地震災害対策計画編第2章第5節2「消火活動、救助・救急活動への備え」を準用する。

(2) 医療救護活動への備え

地震災害対策計画編第2章第5節3「医療救護活動への備え」を準用する。

(3) 緊急輸送への備え

ア 緊急輸送道路の指定

地震災害対策計画編第2章第5節1「緊急輸送への備え」を準用する。

イ 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された各施設の管理者は、地震対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

また、津波による通行不能（津波被害，津波警報の継続）を想定した，緊急輸送道路を補完する代替ルート確保のための道路整備を行う。  
その他の対策については，地震災害対策計画編第2章第5節1「緊急輸送への備え」を準用する。

5 被災者支援のための備え

地震災害対策計画編第2章第5節4「被災者支援のための備え」を準用する。



## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 組織計画

担当部署	全部署
------	-----

地震災害対策計画編第3章第1節「組織計画」を準用する。

### 第2節 動員計画

担当部署	全部署
------	-----

地震災害対策計画編第3章第2節「動員計画」を準用する。

### 第3節 津波情報の収集・伝達計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

#### 1 津波警報・注意報の収集・伝達

本県沿岸（津波予報区：茨城県）に津波襲来のおそれがある場合は、気象庁より津波警報・注意報が発表されるので、各関係機関は沿岸の住民、船舶等に迅速かつ正確に伝達し、被害の発生を最小限に食い止める。

##### （1）津波警報・注意報の伝達

気象庁本庁と水戸地方気象台からの津波警報・注意報は次の伝達経路により通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に津波警報・注意報を伝達するものとする。

##### （2）伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（屋外放送塔、戸別受信機）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール等）、ワンセグ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどのあらゆる情報伝達手段を活用して行う。地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

##### （3）発表基準と伝達内容

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求め

られる地震については最速2分程度)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

<津波警報・注意報の種類>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても

長い揺れがあったら、すぐに避難を開始すること。

- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をすること。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは、避難を続けること。





(4) 住民等への伝達

市は、津波警報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

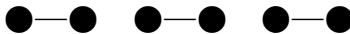

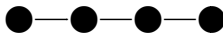

その際、広報手段として、防災行政無線（屋外放送塔、戸別受信機）を使用するほか、県防災ヘリコプター、広報車、ハンドマイク、メール等を併用するものとし、伝達手順について事前に作成しておくものとする。なお、広報にあたり、鐘またはサイレンを用いる場合は、その標識は次のとおりとする。

伝達のため使用する鐘音及びサイレン音は次による。(昭和 51. 11. 16 気象庁告示第 3 号)

① 津波注意報

標識の種類	標		識
	鐘	音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点の斑打) 		(約 10 秒)  (約 2 秒)
津波注意報及び 津波警報解除標 識	(1点2個と2点との斑打) 		(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)

② 津波警報

標識の種類	標		識
	鐘	音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 		(約 5 秒)  (約 6 秒)
大津波警報 標 識	(連点) 		(約 3 秒)  (短声連点) (約 2 秒)

(5) 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれ

がある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

(6) 住民等の対応

強い地震を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難する。

2 津波情報の収集・伝達

津波警報・注意報が発表されると、気象庁から津波情報が発表され津波に関する詳細な情報が得られるので、関係機関は本情報を必要な機関に伝達することとする。

(1) 津波情報

気象庁では、津波注意報または津波警報が発表されたとき又はその他津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるときに、津波情報を発表する。

＜津波情報の種類と内容＞

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(2) 津波予報

気象庁では、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波予報が発表される場合と内容＞

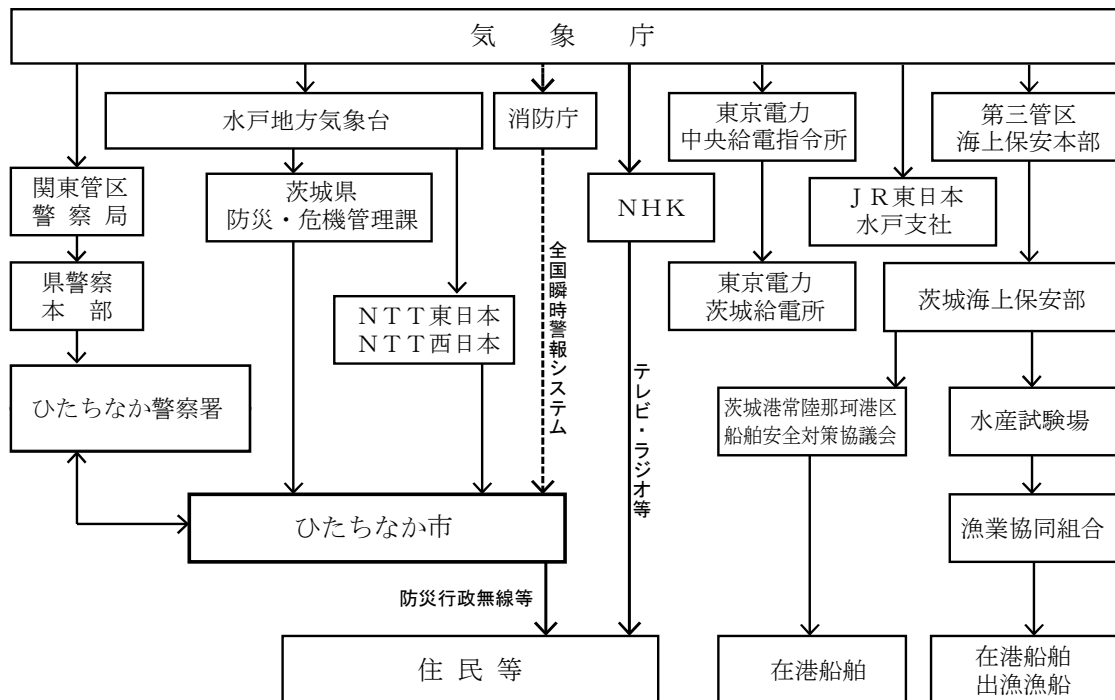
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続

変動が継続するとき	する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
-----------	---

### 3 津波情報の伝達系統及び措置

#### (1) 伝達系統

気象庁本庁と水戸地方気象台からの津波警報・注意報は次の伝達経路により通報される。



#### (2) 各機関の措置

##### ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

##### イ 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災危機管理課が受領し、防災危機管理課長は、必要に応じ関係市町村に通知するものとする。

##### ウ 市における措置

市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や県防災情報システム等を活用し、情報の速やかな入手と伝達を行い、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

また、市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらか

じめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

#### エ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知するものとする。

#### オ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

#### カ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに市、県と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

### （3）地震解説資料の収集

地震発生後、約1～2時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

### （4）異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

その他詳細については、地震災害対策編第3節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。



**第4節 被害軽減対策・応急医療計画**

担当部署	全部署
------	-----

災害発生後、火災や浸水地域に取り残されるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動、消火活動を行う。

**1 救急・救助活動**

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。

**2 医療活動**

地震災害対策計画編第3章第6節「応急医療計画」を準用する。

**3 消火活動**

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。

**4 水害防止活動**

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。。

**5 海上災害対策活動**

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。

**6 惨事ストレス対策**

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第5節 避難計画

担当部署	全部署
------	-----

災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民や観光客等を安全に誘導して未然に被害を食い止めるものとする。

### 1 避難勧告・指示・準備（避難行動要支援者避難）情報

地震災害対策計画編第3章第4節第1「避難勧告・指示・誘導」、風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」を準用する。

### 2 警戒区域の設定

風水害等災害対策計画編第3章第11節「避難計画」を準用する。

### 3 避難の誘導

地震災害対策計画編第3章第4節第1「避難勧告・指示・誘導」、風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」を準用する。

### 4 避難所及び被災者の把握等

津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に收容することにより、当面の居所を確保する。

また、被災者の生活支援にかかわる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

#### (1) 被災者、疎開者、自宅被災者の把握

地震災害対策計画編第3章第7節第1「被災者の把握」を準用する。

#### (2) 避難所の開設、運営

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

#### (3) 広域的避難收容

市は、災害の規模、被災者の避難、收容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所等への收容が必要であると判断した場合には、必要に応じて、国において設置した非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を通じて、若しくは避難收容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）、又は県に広域避難收容に関する支援を要請する。

避難收容関係省庁及び県は、非常災害対策本部等が作成した広域的避難收容実施計画に基づき、広域的避難收容活動を実施する。

### 5 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかり



やすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問い合わせ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。

詳細については，地震災害対策計画編第3章第6節第4「ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」，風水害等対策計画編第3章第34節「被災者生活支援計画」を準用する。

**第6節 物資調達・供給活動計画**

担当部署	全部署
------	-----

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

**1 食料の供給**

風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」を準用する。

**2 生活必需品の供給**

風水害等対策計画編第3章第13節「生活必需品等供給計画」を準用する。

**3 応急給水の実施**

風水害等対策計画編第3章第14節「給水計画」を準用する。

## 第7節 避難行動要支援者安全確保対策

担当部署	全部署
------	-----

災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

### 1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第8節「避難行動要支援者安全確保対策計画」、風水害等対策計画編第3章第15節「避難行動要支援者安全確保対策計画」を準用する。

### 2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第8節「避難行動要支援者安全確保対策計画」、風水害等対策計画編第3章第15節「避難行動要支援者安全確保対策計画」を準用する。

### 3 外国人に対する安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第8節「避難行動要支援者安全確保対策計画」、風水害等対策計画編第3章第15節「避難行動要支援者安全確保対策計画」を準用する。

## 第8節 事後処理対策計画

担当部署	全部署
------	-----

### 1 保健衛生

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

#### (1) 避難所生活環境の整備

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

#### (2) 健康管理

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

#### (3) 精神保健、心のケア対策

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

### 2 防疫及び遺体処理等

災害後の感染症の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため防疫活動を迅速に実施し、地域住民の保健衛生を積極的に推進する。また、災害の際に死亡した者について、死体識別等の処理を行い、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

#### (1) 防疫

風水害等対策計画編第3章第18節「防疫計画」、地震災害対策計画編第3章第10節第1「清掃・防疫・障害物の除去」を準用する。

#### (2) 行方不明者等の搜索

風水害等対策計画編第3章第21節「行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画」、地震災害対策計画編第3章第10節第2「行方不明者の搜索」を準用する。

#### (3) 遺体の処理

風水害等対策計画編第3章第21節「行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画」、地震災害対策計画編第3章第10節第2「行方不明者の搜索」を準用する。

#### (4) 遺体の火葬

風水害等対策計画編第3章第21節「行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画」、地震災害対策計画編第3章第10節第2「行方不明者の搜索」を準用する。

**第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動計画**

担当部署	全部署
------	-----

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

**1 社会秩序の維持**

市、県及び県警等防災関係機関は、自主防犯組織等と連携し、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

また、被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

**2 物価の安定，物資の安定供給**

市、県及び国は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

## 第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動

担当部署	全部署
------	-----

### 1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を迅速に行う。

#### (1) 土木施設の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第11節2「土木施設の応急復旧」を準用する。

#### (2) その他土木施設の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第11節3「その他土木施設の応急復旧」を準用する。

#### (3) 上下水道施設・電力施設・電話施設等の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第11節4「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

#### (4) 建築物の応急危険度判定

地震災害対策計画編第3章第11節1「建築物の応急復旧」を準用する。

#### (5) 住宅の応急修理

地震災害対策計画編第3章第11節1「建築物の応急復旧」、風水害等対策計画編第3章第16節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

### 2 二次災害の防止活動

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

#### (1) 水害・土砂災害対策

##### ア 危険箇所の点検と応急対策

市及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

##### イ 土砂災害への対応

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

##### ウ 土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

気象庁及び県は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下

げを実施するものとし、市は、市報、ホームページ等により、市民に広報するものとする。

(2) 高潮、波浪等の対策

市及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

(3) 危険物等流出対策

地震災害対策計画編第3章第4節7「危険物等災害防止対策」を準用する。

(4) 石油類等危険物施設・毒劇物取扱施設等の安全確保

地震災害対策計画編第3章第4節7「危険物等災害防止対策」を準用する。

(5) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

風水害等対策計画編第2章第8節「危険物取扱施設等災害予防計画」等を準用する。

# 第4章 災害復旧・復興対策計画

## 第1節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

担当部署	福祉部，経済部，建設部
------	-------------

### 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な津波災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び茨城県社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

#### (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

風水害等対策計画編第4章第1節2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」を準用する。

#### (2) 災害見舞金の支給

風水害等対策計画編第4章第1節2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」を準用する。

#### (3) 生活福祉資金の貸付

風水害等対策計画編第4章第1節3「生活福祉資金」を準用する。

#### (4) 農林漁業復旧資金

風水害等対策計画編第4章第1節4「農林漁業復旧資金」を準用する。

#### (5) 中小企業復興資金

風水害等対策計画編第4章第1節5「中小企業復興資金」を準用する。

#### (6) 住宅復興資金

風水害等対策計画編第4章第1節6「住宅復興資金」を準用する。

### 2 租税及び公共料金等の特例措置

津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

国税等の徴収猶予及び減免の措置及び公共料金の特例措置については、風水害等対策計画編第4章第1節第7「租税及び公共料金等の特例措置」を準用する。

### 3 住宅建設の促進

市は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行い、市で対応が困難な場合は県に災害公営住宅の建設を要請する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。



(1) 建設計画の作成

風水害等対策計画編第4章第1節8「住宅建設の促進」を準用する。

(2) 事業の実施

風水害等対策計画編第4章第1節8「住宅建設の促進」を準用する。

(3) 入居者の選定

風水害等対策計画編第4章第1節8「住宅建設の促進」を準用する。

#### 4 被災者生活再建支援法の適用

市単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給し，生活の再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(2) 支援法の適用基準

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(3) 支援法の適用手続き

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(4) 支援金の支給額

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(5) 支援金支給申請手続き

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(6) 支援金の支給

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

## 第2節 迅速な原状復旧

担当部署	全部署
------	-----

### 1 被災施設の復旧等

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

#### (1) 災害復旧事業計画の作成

風水害等対策計画編第4章第2節1「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

#### (2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

風水害等対策計画編第4章第2節2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

#### (3) 災害復旧事業の実施

風水害等対策計画編第4章第2節2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

## 2 災害廃棄物の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

その他詳細については、風水害等対策計画編第4章第2節2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

## 第3節 激甚災害の指定

担当部署	全部署
------	-----

市長は、市域に著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復興・復旧が円滑に行われるよう努める。

激甚災害指定の手続き及び基準等は、風水害等対策計画編第4章第3節「激甚災害の指定」を準用する。

## 第4節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画

担当部署	全部署
------	-----

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な津波により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

### 1 事前復興対策の実施

風水害等対策計画編第4章「復興計画の作成」を準用する。

### 2 復興対策本部の設置

風水害等対策計画編第4章第4節1「災害復興対策本部の設置」を準用する。

### 3 復興方針・計画の策定

風水害等対策計画編第4章第4節2「災害復興方針・計画の策定」を準用する。

### 4 復興事業の実施

風水害等対策計画編第4章第4節3「災害復興事業の実施」を準用する。